

後期高齢者医療制度 のお知らせ

医療費通知について

医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では、医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、これまで希望された方に対し年2回送付していましたが、平成28年9月送付分から、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者に送付します。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

※確定申告(医療費控除)の際の添付資料としては使用できません。

※この通知は、皆様の受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。



医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

発送日・対象診療月

医療費通知の発送日、対象となる診療月は、次のとおりです。

発送日	診療月
平成28年9月末日	平成28年1月～6月
平成29年3月末日	平成28年7月～12月

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601

通院交通費を 助成しています

町では、難病患者及び重度心身障がい者等が、町内を除く道内の医療機関でその疾患の治療を受けるために要した通院交通費を助成しています。平成28年度前期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

- 対 象 者 ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
②重度心身障がい者医療費受給認定者 ※後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付がない方を含む
③上記の方の介護者1名 ※通院に自家用車を利用しない場合のみ

- 助成対象期間 申請月の1年前から
(例) 28年9月に申請した場合、27年9月の通院分から助成可能。

- 助 成 額 通院距離に応じて算出

- 必 要 書 類 ①申請書 ②請求書 ③通院証明書
④介護者を必要とする医師の証明書 ※該当の場合のみ
※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要

- 申 請 期 限 9月23日(金)まで

- 申請書類配布・提出先 役場町民課、各支所、各連絡事務所

問合せ／後期高齢者・医療給付担当 (内線1242・1243)



別海町ごみの減量化大作戦! その22

5月1日からごみ・資源の分別区分が12分別から17分別に変更となりました。既に、全戸配布しました新しい「ごみ出しルール」を改めてご確認の上で分別をお願いします。

リサイクル率30%を達成するため、「家電製品」の**分別区分をまとめた表**を以下のとおり作成しました。

不要となった家庭用の家電については、平成13年4月から施行している特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に加えて、平成25年4月から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）などによってリサイクルしなければなりません。

家庭の中で掲示し、ごみステーションに出す前に確認してください。

べつかいのごみ出しルール「家電製品」の分別事典



種別	分別区分				
	テレビ以外の小型家電	家電リサイクル法対象品目 (ごみステーションには出せません)	粗大ごみ	産業廃棄物 (ごみステーションには出せません)	その他の分別区分
エアコン		- 壁掛け形又は床置き形のエアコン、室外機及びリモコン ※リモコンの電池は危険ごみです。 ※商品同梱の部品・部材も一緒に家電リサイクルの対象です。	- 天井埋め込み形又は壁埋め込み形のエアコン - ウインドファン - 冷風機 冷風扇 - 除湿機 - パッケージエアコン	- 業務用のエアコン ※家庭用のエアコンを事業所で使用していた場合は、家電リサイクルの対象です。	- 商品と別売りの工事部材は、もえないごみか粗大ごみ - リモコンの電池は危険ごみ
テレビ	- 携帯用液晶テレビ - 車載用液晶テレビ - 風呂等に組み込まれた液晶式テレビ	- ブラウン管式テレビ - 液晶式テレビ - プラズマ式テレビ - HDD等内蔵テレビ - 商品に付属のリモコン(電池は危険ごみ)、スピーカー	- プロジェクションテレビ - テレビ台		リモコンの電池は危険ごみ
冷蔵庫		- 冷蔵庫 冷凍冷蔵庫 - ワイン庫 - 冷凍庫(チェスト形、引き出し形も対象) - 商品付属の製氷皿、棚等	保冷米びつ	- 業務用保冷库 - 業務用冷水機 - 業務用製氷機	冷凍ストッカーは、ごみ処理場へ持込むか、許可業者に収集を依頼(有料)
洗濯機・乾燥機	衣類乾燥機能付の布団乾燥機などで30cm×30cm×40cm以内のサイズのもの	- 洗濯乾燥機 全自動洗濯機 2槽式洗濯機 衣類乾燥機 - 商品付属の洗濯カゴ等	- 衣類乾燥機能付の布団乾燥機などで30cm×30cm×40cmを超えるサイズのもの - 衣類乾燥機置き台	- 業務用洗濯機 - 業務用乾燥機	
パソコン及び周辺機器	- 家庭用のパソコン - プリンタ - ディスプレイ - ハードディスク - マウス - キーボード			事業所で使用しているパソコン(事業系PCリサイクルシステムによりパソコンメーカーに引き渡す処理方法もあります)	

種別	分別区分		
	テレビ以外の小型家電	もえないごみ	その他の分別区分
(30cm×30cm×40cm以下のサイズの家電)	- 一般の小型家電(時計、電子レンジ、炊飯器、ジャーポット、食器洗い乾燥機、電磁調理器、換気扇、空気清浄機、加湿器、除湿機、扇風機、電気掃除機、電気かみそり、家庭用生ゴミ処理機、ジューサー、コーヒーメーカー、トースター、ホットプレート、電動歯ブラシ、携帯用電気ランプ、電気ストーブ、電気カーペット、ヘアドライヤー、電気アイロン、家庭用ミシンなど) - 通信用小型家電(電話機、ファクシミリ、携帯電話、PHS) - メディア用小型家電(デジタルカメラ、ラジオ、ビデオテープレコーダー、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、BS/C Sアンテナ、デジタルチューナー、テープレコーダー、MDプレーヤー、ステレオセット、CDプレーヤー、ICレコーダー、アンプ、スピーカーシステム、ヘッドホン及びイヤホン、カーナビ、カーステレオ、カーチューナー、ETC車載ユニット、デジタルカメラなど) - 照明用家電(電気照明器具など) ※電球・蛍光灯は危険ごみです。 - ゲーム(ゲーム機、コントローラなど) 事務用家電(電卓、電子辞書など) - 保健用家電(マッサージ、吸入器、補聴器、電子体温計、電子血圧計など) - 工具(電気ドリル、電気のかぎり、その他電動工具など) - その他(プラグ、ジャック、ACアダプタなど)	30cm×30cm×40cmのサイズを超えるが、指定のごみ袋に入る家電(指定のごみ袋に入らない場合は粗大ごみ)	- 掃除機のホースは、もえないごみ - 電池・電球・蛍光灯は危険ごみ - ビデオテープ・カセットテープは、もえないごみ - DVDやMD等の記録用ディスクは、もえるごみ ※個人情報保存されているものは消去して廃棄しましょう。

5月1日から、「きれいな古繊維」と「テレビ以外の小型家電」については、ごみステーションに排出可能となりましたので、現在、町内数箇所に設置している専用の回収ボックスを10月末をもって撤去します。

最寄りのごみステーションを利用し、引き続き古繊維と小型家電のリサイクルにご協力をお願いします。

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)



訪問販売や電話勧誘にご注意を!

訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが道内で発生しています。訪問販売や電話勧誘には、事業者が守らなければならない色々なルールがあります。

迷ったときや不安に思うときは、一人で決めずに、周囲や相談窓口にご相談しましょう。

ルール例

①会社名・目的などを告げる

勧誘に先立ち、業者名や販売目的、販売する商品などを告げなければなりません。

②意思の確認

勧誘を受ける意思が相手にあるか確認しなければなりません。

③断られたら勧誘をやめる

契約しないと消費者が意思表示した場合、再勧誘は原則禁止されています。

断られたらその場で勧誘をやめなければなりません。

トラブルを防ぐために

- 誰が、どんな目的で、訪問や電話をしているのか確認しましょう。
- 必要でない場合は「必要ない」「いらない」と、はっきり断りましょう。
- 何度も電話があれば、「一度断ったら再勧誘は法律で禁止されている」と告げましょう。

相談窓口／町民生活担当（内線1211～1213）

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

10月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。10月にくみ取りが必要な方は、9月20日までにお申込みください。



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）



行政相談出前授業

7月19日に本町の行政相談委員が、中春別小学校で行政相談出前授業を行いました。

児童たちは「行政」の役割や「行政相談」についてわかりやすく学び、建物の登記や婚姻届のことなど様々な質問が活発に出され、実りある授業となりました。

問合せ／町民生活担当（1213）

ヒグマに注意してください



今年もヒグマの目撃情報が多く寄せられています。これから秋になり、山菜取りなどで山に出かける季節となりますが、野生動物も冬眠を迎える準備として木の实や山菜などを探し歩く季節でもあります。

山でヒグマにばったり出会うと、人もヒグマも突然の遭遇に驚くため、事故が発生する危険性があります。入山及び入林する際は、事前の出没情報の確認、複数行動、笛や鈴、ラジオなどの音の出るもので、人がいることをヒグマに教えるなど、十分な注意をお願いします。

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）

別海町農業委員会委員の定数等検討委員会を設置しました

農業委員会委員は、昭和26年に第1期の委員会を設置してから65年間にわたり、公職選挙法の適用となる選挙委員と市町村長の選任（議会、団体推薦）を併用した中で構成されておりましたが、平成28年4月の農業委員会法の施行により、次回の平成29年7月から一本化され、全ての農業委員が任命制となります。

このことから、今後の適切な農業委員会設置に向けた検討を進めるため、平成28年7月29日開催の農業委員会総会において「別海町農業委員会委員の定数等検討委員会」を設置することとなり、同日、第1回目の検討委員会を開催しました。

今後は、10月上旬をめぐり、農業委員会法に基づく農業委員の選出方法などを検討し、町に対して提言します。

問合せ／総務担当（内線1811）



「スポーツセンター祭り2016夏」終了!

7月31日(日)、130名の小学生が様々な運動とスポーツに汗を流しました。

中学生と高校生を含めた多くのボランティアの方々、体育協会加盟団体、ラジオ体操会、スポーツ少年団の保護者や指導者、OB、OG、景品等を提供して下さった多くの団体や企業の皆さんに応援していただき開催することができました。ご協力ありがとうございました。



別海町総合スポーツセンター TEL/75-2882・FAX/75-0418・Eメール/sports@betsukai-pf.or.jp

地域情報カレンダー

(9月25日現在)

日	曜日	イベント内容
9/14	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぱらと 13:30～ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きが終了していなければ、受講できません。
17	土	第47回別海町産業祭 10:00～ 農村広場
18	日	
29	木	小林陽一&JJMクインテット結成40周年記念東北北海道ツアー2016 開場 18:00 開演 19:00 中央公民館
10/2	日	第38回 別海町パイロットマラソン フルマラソンスタート 10:00 町営陸上競技場
9	日	第56回 西別川あきあじまつり 10:00～ 別海漁港 新港特設会場（予定）
12	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぱらと 13:30～ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きが終了していなければ、受講できません。

社会保険事務
相談所開設

9月6日(火)
13:00～17:00

9月7日(水)
9:00～14:00

10月4日(火) 13:00～17:00
10月5日(水) 9:00～12:00

中標津町役場 会議室

※完全予約制となり、事前の予約が必要です。

予約先／釧路年金事務所
TEL0154-61-6000